

2018年度

大阪いずみ市民生活協同組合

「とまとちゃん福祉基金」支援事業 募集要項

団体募集期間：2018年9月28日（金）まで

【問い合わせ先】

大阪いずみ市民生活協同組合 機関運営部 豊かな暮らし創造グループ

とまとちゃん福祉基金担当（加藤・増田）

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL：072-232-5029

FAX：072-225-2517

E-mail：tomato-kikin@izumi.coop

（※土曜・日曜を除く 9：00～17：00）

1. 目的

いずみ市民生協は、組合員、お取引先、地域のみなさまのご協力と善意を受けて、未来を担うすべての子どもたちと地域福祉のための「とまとちゃん福祉基金」を創設しました。子どもを中心とした生活困窮の改善に寄与することを目的として、子どもたちを支援する地域での活動が広がり、継続できるように、とりくみに対し支援金を拠出します。

2. 支援対象期間

2018年4月1日から2019年3月31日までに実施する活動が対象です。

3. 対象となる活動

支援対象団体が、子どもたちを支援するため主体的に実施する以下の活動とします。

(1) 子どもの居場所づくり活動 **(募集終了)**

子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所づくりの活動。

(2) 子どもの生活・教育支援活動

子ども、子育て親子を対象とした健康管理、生活・教育支援活動。

(3) 子どもの困窮に関する寄付活動

子どもの居場所づくりなど地域福祉活動への寄付を目的として行われる、フードドライブや書き損じはがきなどの有価物収集の活動。

4. 対象となる団体

以下の要件に該当する民間団体とします。

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内に主な活動拠点をもつこと。
- (2) 2名以上で組織されるボランティアグループ、NPO法人、自治会、団体、非営利活動のグループなど。
- (3) 特定の政党、または特定の宗教のための活動を目的としないこと。
- (4) 大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団、その他の反社会的勢力に関わりのある者が構成員に含まれていないこと。

<事業の要件>

以下のすべてを満たす活動を対象とします。

- ・ いずみ市民生協の活動エリア内で実施するものであること。
- 対象エリア：東大阪市、八尾市、藤井寺市、柏原市、松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、太子町、河南町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、千早赤阪村
- ・ 宣伝、売名目的の活動、その他公序良俗に反するなど、対象事業として適当でない活動を行わないこと。
 - ・ 衛生面や安全面に十分配慮すること。
 - ・ 食事を調理し提供する場合は、実施施設の設備について、保健所や食品衛生責任者の指導や助言を適宜得ること。
 - ・ ボランティア保険に加入し、利用者やボランティアの安全に努めること。

- ・ 期日までに「活動および会計報告書」が提出できること。
- ・ いずみ市民生協が主催する支援団体活動報告・交流会へ参加すること。（9月頃開催予定）

5. 申請の要件と支援対象となる経費

支援対象の活動に直接必要となる経費で、支援対象期間中（2018年4月1日～2019年3月31日まで）に支出が完了するものに限り、支援金は、2017年8月末時点のとまとちゃん福祉基金17,700,996円より、総額900万円を上限として拠出します。

（1）子どもの居場所づくり活動、（2）子どもの生活・教育支援活動、それぞれの活動に対し、支援金の拠出は1団体1回限りとします。

（1）子どもの居場所づくり活動と（2）子どもの生活・教育支援活動の両方の申請はできませんが、（3）子どもの困窮に関する寄付活動は、（1）子どもの居場所づくり活動または（2）子どもの生活・教育支援活動と重複して申請することができます。

※ 支援する経費は、すべて実費精算となります。

重複して申請可能：○ 申請不可：×

	(1)	(2)	(3)
(1)		×	○
(2)	×		○
(3)	(1)(2)どちらか		

(1) 子どもの居場所づくり活動 (募集終了)	
<申請の要件>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。 ・ 活動を実施するための体制が整っていると認められる団体であること。 	
<対象経費>	<支援金額>
<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの居場所づくりで提供する食料品の購入費用 ② 子どもたちの自然体験、スポーツ活動の体験活動に必要な費用 例：子どもたちの交通費、指導者に支払う謝金 ③ 学習支援に使用する参考書や活動に必要な教材費用 ④ 衛生管理の整備に必要な経費 例：食品衛生責任者となるための講習の受講料、ボランティア保険料 ⑤ 子どもの居場所づくりに必要な備品・消耗品購入費 ⑥ 食材の運搬など、活動に要する自動車などにかかる燃料費 ⑦ 活動の会場となる施設の借上げ代 	<ul style="list-style-type: none"> 1団体あたり上限30万円 (1回限り) 総額600万円以内 ※ <u>今年度は、①～④を重点とします。申請金額の60%以上が、①～④の合計金額となるように申請があった場合、30万円以下実費の範囲内で満額支援となります。</u>
(2) 子どもの生活・教育支援活動 募集期間：随時募集	
<申請の要件>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校PTA、教職員組織、地方公共団体や児童相談所、保健所、学校などの関係行政機関と連携した活動（民生委員・児童委員など含む）の内、公的支援で費用がまかなえないもの。 	
<対象経費>	<支援金額>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの学習をサポートするために必要な学用品の購入費 ・ 健康管理、食生活、手洗い・歯磨き習慣など、子どもたちや保護者を対象とした学習会開催に必要な備品購入、講師に支払う謝金 	<ul style="list-style-type: none"> 1団体あたり上限5万円 (1回限り) 総額150万円以内

	※ 複数の団体が連携して活動を行う場合、代表して1つの団体に支援金を拠出します。
(3) 子どもの困窮に関する寄付活動 募集期間：随時募集	
<申請の要件> ・市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。または、生協とかかわりのある団体であること。 ・活動で集まった寄付を、とまとちゃん福祉基金を含む子どもの居場所づくりなど地域福祉活動に役立てること。	
<対象経費> ・フードドライブや書き損じはがきなど、有価物の収集などの活動に必要な備品購入費	<支援金額> 活動1件あたり上限5万円 総額150万円以内

ただし、以下に該当する費用は対象外とします。

- ア. すでに完了した活動にかかった経費
- イ. 他団体から、すでに支援・助成等されている経費
- ウ. 当該活動と関係が明確でない経費

例：自宅やほかの事業にと併用する事務所などの利用料、備品購入及び個人から借用した車両や機器に対する謝金や、光熱水費、給料、各種手当、社会保険料その他団体の構成員にかかるもの。

6. 申請受付・支援対象期間

対象となる活動（2）子どもの生活・教育支援活動、（3）地域福祉活動への寄付活動は9月28日（金）まで随時受付を行います。支援金額の総額に達し次第、募集を終了します。

申請受付期間:2018年1月24日(水)~2018年9月28日(金)

支援対象期間:2018年4月1日(日)~2019年3月31日(日)

2018年度実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・ 申込 | |
| ・ 諮問委員会、理事会による審査 | 申込受付から2~3か月程度 |
| ・ 採否通知 | 申込受付から2~3か月後の下旬 |
| ・ 支援金振込（予定） | 申込受付から2~3か月後の末日 |
| ・ 支援団体活動報告・交流会（参加必須） | 9月頃 |

7. 応募方法

支援金を希望する団体は、所定の「とまとちゃん福祉基金 支援申請書」に必要事項を記入・捺印し、添付書類を同封していずみ市民生協へ提出するものとします。

申請に必要な書類は、いずみ市民生協のホームページよりダウンロードしてください。

http://www.izumi.coop/activity/hukusikikin/siennkin_bosyu.html



8. 審査および決定

期限までに提出された書類をもとに、とまとちゃん福祉基金諮問委員会の助言を得て公平に審査を行います。活動内容および地域のバランスなどを考慮し、予算の範囲内で支援団体および金額を決定します。結果は申込受付から2~3か月後の下旬に申請団体へ通知します。

※審査の結果、不採用または減額となる場合もあります。

審査のポイント

- ① 適格性 活動が募集事業として趣旨が合致している。
- ② 必要性 地域の課題と活動内容が一致している。地域や対象者の暮らしの改善につながる。
- ③ 継続性 今後もいずみ市民生協の活動エリア内でとりくみの継続が見込める。
- ④ 実現性 スケジュールが具体的で実現可能な計画になっている。
- ⑤ 収支の妥当性 収支計画が具体的・妥当である。

他団体からの助成金や募金収入など自主財源の確保につとめている。

<支援金の拠出が決定したら>

- ・ いずみ市民生協の広報誌やホームページで、団体の情報（名称、実施場所、とりくみ内容など）を公開します。活動の進捗状況の報告や取材にご協力ください。
- ・ 申請時、報告書提出時に追加の書類の提出を依頼したり、いずみ市民生協との打ち合わせなどが発生する場合があります。

9. 計画変更

支援金を受けた団体は、以下のような変更が生じた場合は、速やかにその理由および状況をいずみ市民生協に報告し、承認を受けることとします。

- (1) 申請内容または金額の変更をする場合。
- (2) 支援金対象活動が予定の期間内に完了しない場合。
- (3) 活動の遂行が困難になった場合。

10. 報告書の提出

支援金を受けた団体は、当該年度の活動が完了したとき（中止または廃止した場合を含む）は、終了後1か月または2019年4月30日のいずれか早い日までに、領収書のコピーなど発生経費と使途が確認できる資料を添付して「活動報告書」を提出します。領収書は発行者（店舗など）の印字・押印および日付があるものに限りです。

いずみ市民生協が必要であると認めるときは、支援団体に対して、活動の遂行状況および会計に関して報告を求め、実地調査を行うものとします。また「活動報告書」の記載内容を、いずみ市民生協のホームページに掲載します。

1 1. 支援金拋出の取り消し

いずみ市民生協は、支援団体が以下のいずれかに該当すると認める場合は、拋出決定を取り消すことができます。また、支援金の拋出決定の取り消しにより、支援団体に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負いません。

- (1) 支援金を事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした、または活動の施行に不正があったとき。
- (3) 運営規約、拋出要項、募集要項に違反したとき。

1 2. 支援金の返還

いずみ市民生協は、支援金の拋出決定を取り消した場合、また、支援団体に拋出すべき支援金に残額が生じた場合は、期日を定めて支援金の返還を求めます。

1 3. 問い合わせ先

大阪いずみ市民生活協同組合 機関運営部

豊かな暮らし創造グループ とまとちゃん福祉基金担当（加藤・増田）

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL : 072-232-5029 FAX : 072-225-2517

E-mail : tomato-kikin@izumi.coop

(※土曜・日曜を除く 9 : 00～17 : 00)

※郵送する際、封筒の表書きに申請書類と明記してください。

1 4. 個人情報の取り扱いについて

とまとちゃん福祉基金のとりくみで取得する個人情報は、以下の目的に限り利用します。

- ・ 支援案件に対する審査および支援実施
- ・ 支援決定後の手続きなどの連絡
- ・ 交流会などの案内
- ・ いずみ市民生協内の管理業務